

がんばる観光関連業者 特別応援事業

〈対象者及び支援額〉

個人事業者 一律 20万円
法人 一律 40万円

次のア又はイのいずれかのものが倉吉市内に存する事業者

ア：その本店又は主たる事業所(店舗)

イ：アに掲げる事業所以外の事業所であって、それらに勤務する従業員の数がその事業者の全従業員の数の2分の1以上又は100人以上であるもの

〈要件〉

事業収入(売上)が**30%以上**減少していること

令和3年1月から同年12月までの間の月で、ひと月の売上が前年又は前々年の同月に比べ30%以上減少していること。

〈業種〉

飲食・宿泊サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス業
観光関連業種（お土産・梱包資材製造、旅行運送業等）

〈申請期限〉 令和4年2月28日(月)

※倉吉版経営持続化支援事業交付金との併用が可能です。

[支援対象になるか？申請方法は？](#)などご不明な点は、お早目にご相談ください。



問合せ先：倉吉市商工観光課(市役所第2庁舎3階)
〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1
TEL：0858-22-8129 FAX：0858-22-8136
Mail：shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

がんばる観光関連業者特別応援事業(申請方法)

申請に必要な書類(申請期限：令和4年2月28日)

- ①交付申請書(自署の場合は押印省略可)※市HPから入手できます
- ②振込先口座のわかる資料(通帳、キャッシュカードの写し等)
- ③個人事業者の場合、公的な身分証明書の写し(運転免許証等)
- ④業種がわかる資料の写し(営業許可証等)
- ⑤売上の減少状況がわかる資料の写し

対象月の売上台帳等の写し(令和3年)及び売上を比較する年(令和2年または令和元年)の確定申告書類の写し等

※審査に時間を要しますので、窓口申請の方は時間に余裕を持っておこしてください
※倉吉版経営持続化支援事業申請時に提出していただいた資料の併用も可能です
詳しくはご相談ください

申請書提出先

倉吉市商工観光課

〒682-8633倉吉市堺町2丁目253-1

(Eメール、郵送、窓口申請)

倉吉商工会議所

〒682-0887倉吉市明治町1037-11

(窓口申請)

倉吉版経営持続化支援事業(申請はお早めをお願いします)

①経費支援型(50%以上減少した飲食・宿泊・卸小売業等への追加支援)

【条件】令和3年1～12月におけるいずれかの月の売上が50%以上または1,000万円以上減少

【対象】飲食・宿泊サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス業、
観光関連業種(お土産・梱包資材製造、旅行運送業等)

【支援】売上が減少した月に要した経費(※1)の合計額

【上限】50%以上減少した者：経営店舗数×10万円(上限30万円)
1,000万円以上減少した者：経営店舗数に限らず30万円

【注】経費(※1)とは、家賃・地代、人件費、光熱水費、損害保険料、賃借料(リース料)、
通信費、広告宣伝費、その他事業継続に要したと認められる経費をいいます

②その他支援型(最大30%以上50%未満減少した全業種への新たな支援)

【条件】令和3年1～12月におけるいずれかの月の売上が最大で30%以上50%未満減少

【対象】全業種

【支援】法人：一律20万円、個人事業者：一律10万円 (③一般支援型との併給は出来ません)

③一般支援型(50%以上減少した全業種への支援)

【条件】令和3年1～12月におけるいずれかの月の売上が50%以上減少

【対象】全業種

【支援】法人：一律20万円、個人事業者：一律10万円 (②その他支援型との併給は出来ません)

④特別支援型(1,000万円以上減少した方への支援)

【条件】令和3年1～12月におけるいずれかの月の売上が1,000万円以上減少

【対象】飲食・宿泊サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス業、
観光関連業種(お土産・梱包資材製造、旅行運送業等)

【支援】一律50万円

※がんばる観光関連業者特別応援事業との併用が可能です。

問合せ先：倉吉市商工観光課 市役所第2庁舎3階(堺町2丁目253-1)

☎：0858-22-8129 ✉shoukou@city.kurayoshi.lg.jp